

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第24条第1項の規定に基づき、及び同法を実施するため、次のとおり定める。

平成20年10月21日

内閣総理大臣 麻生太郎

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第24条第1項の規定する内閣総理大臣の定める基準

研究開発法人（法律附則別表（第2条関係）に掲げるものをいう）のうち研究開発等の業務を行う法人においては、次に掲げる基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針（以下「人材活用等に関する方針」）を作成するものとする。

また、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行う法人においては、当該業務について、本基準の趣旨を踏まえて、人材活用等に関する方針を作成するものとする。

なお、これら複数の業務を行う法人においては、当該業務について、1つの人材活用等に関する方針にまとめることができるものとする。

1 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

(1) 当該研究開発法人の研究者等の総数に占める若年者（概ね37歳以下の者をいう。以下同じ。）、女性や外国人の割合の向上などについて、数値目標など具体的な目標を設定するなど具体的な計画を示すこと。

(2) テニユア・トラック制の導入、ポストドクター支援、国内外での研究機会の拡大、研究集会への参加の促進など、若年者である研究者等の自立と活躍の機会を与える仕組みの導入について具体的な計画を示すこと。

(3) 育児期間中の勤務時間の短縮、保育施設の整備、出産・育児を考慮した業績評価等の研究と出産・育児等を両立するための支援及び意識改革など、女性である研究者等の能力の活用のための取組について具体的な計画を示すこと。

(4) 外国人が応募しやすい環境の整備や外国人である研究者等の組織的な受入体制の構築など、外国人である研究者等の能力の活用のための取組について具体的な計画を示すこと。

(5) その他研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項について具体的な計画を示すこと。

2 卓越した研究者等の確保に関する事項

(1) 卓越した研究者等の給与について他の職員の給与水準に比較して必要な優遇措置を講ずる等、卓越した研究者等の確保のために努める事項について具体的な計画を示すこと。

(2) 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、優れた研究開発等を行った研究者等に対する公正な評価を行い、その努力に積極的に報いるための措置について具体的な計画を示すこと。

(3) 事務スタッフ機能の充実、スタートアップ資金の提供、研究室等の施設・設備環境の整備など卓越した研究者等が、国際的かつ競争的な環境の下で研究に専念できるような環境の整備について具体的な計画を示すこと。

(4) その他卓越した研究者等の確保に関する事項について具体的な計画を示すこと。

3 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項

(1) 任期制の適用範囲の拡大や実施方法の改善（再任可能な任期制や、適性や資質・能力の審査を定期的に行う再審制などを含む。）等任期制の広範な定着に向けて、数値目標など具体的な目標を設定するなど具体的な計画を示すこと。

(2) 研究者等が事業者と共に研究開発の成果の実用化を行うための休暇制度を導入することなど産学官の間での人材の流動性を高めるための環境整備について具体的な計画を示すこと。

(3) 研究者等が研究開発法人と国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間についてそれぞれの機関における在職期間を通算する、研究者等に退職金の金額に相当する金額を分割してあらかじめ毎年又は毎月給付するなど人材の流動性を高めるための環境整備について具体的な計画を示すこと。

(4) その他研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項について具体的な計画を示すこと。

4 その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項